

入札説明書

令和 7 年 9 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立学校 G I G A スクール構想学習用端末等賃貸借契約（小学校及び中学校分）

(2) 履行場所 川崎市立小学校及び中学校ほか

(3) 履行期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 2 8 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和 7 ・ 8 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A 又は B の等級に格付けされている者。

なお、令和 7 ・ 8 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和 7 年 9 月 1 2 日（金）までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去 5 年以内に類似の契約実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒 2 1 3 - 0 0 0 1 川崎市高津区溝口 6 - 9 - 3

川崎市総合教育センター 3 階 情報・視聴覚センター

電話 0 4 4 - 8 4 4 - 3 6 5 5

(2) 配布及び提出期間

令和 7 年 9 月 4 日（木）から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで

午前 8 時 3 0 分～正午及び午後 1 時～午後 5 時（土曜日及び日曜日を除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記 3（2）の期間内に必着とし、競争入

札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、上記３（２）の期間に、３（１）の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

（「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

４ 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和７・８年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和７年９月２２日（月）までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和７年９月２２日（月）の午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時までに、３（１）にて、書類を交付します。

５ 仕様・入札に関する問合せ

（１）問合せ場所

上記３（１）と同じ。

（２）問合せ期間

令和７年９月２２日（月）から令和７年９月２６日（金）まで

午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで（祝日を除く）

（３）問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するＦＡＸ又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。（祝日を除く、午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

（４）回答方法

質問があった場合の回答は、令和７年１０月３日（金）までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、ＦＡＸ又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

６ カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和７年１０月７日（火）午後５時までに３（１）の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 補助金に関すること

(1) 神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金

この入札は、公立学校情報機器リース事業として、神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける事を前提とします。

補助金については、神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）を参照してください。

(2) 神奈川県に対する共同申請

この入札の落札者は、前項の補助金の交付を受けるため、補助金交付要綱に基づき、神奈川県に対して本市と共同申請をする必要があります。なお、本件の契約の締結は、補助金の交付決定後になります。

(3) 補助金の額

補助金の額は、前項の共同申請の結果によるため、交付対象経費については事前によく確認してください。

9 入札手続等

(1) 入札方法等

本市との契約金額については、各社が見積もりした総額から上記8の補助金を控除した額となります。

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60か月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和7年10月16日（木） 午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和7年10月15日（水）必着

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3（1）に同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8（1）アに同じ
- (4) 開札の場所 8（1）イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。（詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。）

10 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3（1）の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」（<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「契

約関係規定」で閲覧することができます。

1 2 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市立学校GIGAスクール構想学習用端末等賃貸借契約 (小学校及び中学校分)

川崎市を発注者とし、(業者番号:)を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、受注者がその所有するコンピュータ機器等（以下「装置」という。）を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、装置が正常な状態で稼動し得るように保守を行い、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約対象装置の内容及び設置場所)

第3条 この契約を対象とする装置の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 装置の内容 コンピュータ機器等一式 (別紙 仕様書のとおり)
- (2) 装置の設置場所 別表一覧のとおり

(賃貸借期間)

第4条 装置の賃貸借期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、契約金額の10パーセントとする。ただし、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、納付を免除する。

(賃貸借料)

第6条 装置の賃借料は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

- 2 月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者が装置を使用できなかったときは、その分の賃借料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。
- 3 発注者が受注者に支払うのは、神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金を控除した額とする。

(設置費用等の負担)

第7条 この契約に基づく装置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該装置を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

- 2 前項の場合で、受注者が撤去を遅滞した場合は、発注者は受注者に代わり撤去し、その費用を受注者に請求するものとする。

(装置の保守)

第8条 受注者は、発注者が装置を常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

- 2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。
- 3 発注者は、あらかじめ受注者が確認した装置の設置場所の環境条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。
- 4 発注者の故意又は重大な過失により装置に損傷を与えたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。
- 5 発注者は、装置の保守管理に必要な電力料を負担するものとする。
- 6 故障等により装置の使用ができないときは、受注者は発注者に対し発注者の業務に支障がないよう代替装置を供するものとし、当該代替装置の賃貸借に係る費用は無償とする。
- 7 受注者が、保守管理等を行うにあたり、受注者以外の業者に委託する場合、発注者あて届出を行うものとする。

(賃貸借料等の支払)

第9条 受注者は、毎月初めに前月分の第6条に定める賃貸借料を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、装置の設置、保守、管理等に際して知り得た発注者の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第10条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報

(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(損害保険契約)

第11条 受注者は、装置について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第8条第4項の場合で受注者が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

(損害金)

第12条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料に賃貸借期間を掛けた金額をいう。以下同じ。）に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。

(4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。

(5) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 第13条、第14条及び第22条第6項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

（発注者の任意解除権）

- 第17条 発注者は、装置の引渡しを完了する前は、第13条及び第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、この契約を解除した場合、装置の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（予算に係る解除権の留保）

- 第18条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による契約解除権）

- 第19条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
 - (2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告によらない契約解除権）

- 第20条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

- 第21条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（不正行為に対する賠償金等）

- 第22条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定し

たときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

（装置の返還）

第23条 発注者は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって装置を受注者に返還する場合には、速やかに装置を返還するものとする。

（疑義の解決）

第24条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

（訴訟の提起）

第25条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（発注者への報告等）

第26条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（その他の事項）

第27条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市

川崎市長 福 田 紀 彦 印

受注者

川崎市立学校 GIGA スクール構想学習用端末等賃貸借契約（小学校及び中学校分）
仕様書

1 導入の目的

令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的にさせるGIGAスクール構想を実現するため、令和2年度末に本市は端末を導入した。今回は、そこで導入した端末のリース期間が終了することから、GIGAスクール構想を推進するため、第2期となる端末の導入をリースで行う。

2 履行場所

川崎市立小学校115校、中学校51校、高等学校9校、特別支援学校4校、教育委員会事務局及び総合教育センター。なお、当初は、小学校、中学校及び総合教育センターに配置する。
内訳は、別表のとおり

3 履行期間

令和8年9月1日～令和13年8月31日（60か月）

※契約形態は、5年間のリース契約とする。

※有償ライセンスは、効力を5年間とし契約期間までとすること。

4 端末構成とその概要仕様

（1）システム構成

- ・学習者用端末 一式
- ・教育用ソフトウェア 一式

（2）端末の正常動作のために行う作業等について

ア 端末の設置（端末の搬入）

導入する際、端末について学校が指示する場所（電源キャビネット内）に設置すること。

イ 各教室等で端末1台以上についてインターネットへの接続確認及び動作確認を行うこと。確認後は学校及び総合教育センターへ報告すること。ただし、ネットワーク構築がされていない場合、総合教育センターの指示に従うこと。

ウ 各教室等で端末1台以上について導入ソフトウェアの動作確認を行うこと。確認後は学校及び総合教育センターへ報告すること。ただし、ネットワーク構築がされていない場合、総合教育センターの指示に従うこと。

※イ、ウの項目（起動、サインイン、アプリ起動、カメラ起動等）については入札後、事前に総合教育センターと確認すること。

（3）本契約で導入する端末の条件

- ア 端末に関する部品の保有年数及び部品供給年数は6年以上有すること。
- イ 端末は、JAN コードを有すること。(ホワイトボックス系は不可)
- ウ 端末は、Googleの認定を受けた製品であること。(ChromeOSを搭載していても、Googleの認定していない製品は対象外)
- エ 端末は、令和7年7月時点でリリース情報が公開されている製品であること。
- オ 端末は、保守性を考慮し同一メーカー品、同一製品とすること。また、中古品ではなく、新品、未使用で現行モデルであること。
- カ 端末は、グリーン購入法で定められている判断基準を満たしていること。
- キ 端末メーカーが、環境負荷低減に配慮し、リサイクルセンター等の体制があり、再資源化に積極的に取り組んでいるメーカーであり、自社で回収及びリサイクルが可能な製品であること。
- ク 端末については、受注者が責任をもって調達すること。

(4) 再リースについて

リース満了後に、川崎市が希望した場合は端末の全部又は一部において再リースを可能にすること。なお、契約者が保守も引き続き行うこと。

(5) 令和3年3月31日～令和8年8月31日の第1期（以下「第1期」という。）の端末について第1期の端末で使用している次のOS等については、その設定等を引き継ぐこと。

- ア OS ChromeOS
- イ アカウント、学習用ツール Google Workspace for Education Plus（令和6年9月1日より導入）
- ウ フィルタリングソフト InterSafe GatewayConnection
- エ 学習ソフト ミライシード（ドリルパーク、オクリンクプラス）、L-Gate、Figjam

(6) 別途調達する業務

アカウント管理、ソフトウェア管理、端末修理窓口の業務は別途発注を行う。アカウント管理、ソフトウェア管理、端末修理窓口の業務を担当する業者（以下「管理委託業者」という。）が決定次第、連携して、キッティング等に取り組むこと。なお、発注の時期は令和8年4月頃を予定している。連携において発生する業務及び金銭的な負担は予め見込むこと。

5 端末仕様 システム構成の詳細

(1) 学習者用端末

数量	仕様
106,882	OS : ChromeOS 筐体タイプ : コンバーチブル型 (360度回転) CPU : Intel Celeron Processor N100またはMediaTek Kompanio 520 プロセッサ同等以上

	ストレージ容量：32GB(eMMC又はSSD)以上 メインメモリ：4GB以上 画面サイズ：11.6型(1366x768)以上、タッチパネル対応 キーボード：日本語キーボード(防滴) 無線LAN: 802.11a/b/g/n/ac/ax 以上 カメラ：インカメラ(72万画素以上)、アウトカメラ(500万画素以上、オートフォーカス) インターフェイス： ・USB3.2(Type-A)×1以上 塞ぐことができるカバー等を用意し、装着した状態で納入すること。 Type-Aがない場合は、USB Type-CからType-Aに変換するアダプタの利用は可能とする(端末側のUSB Type-Cに変換アダプタを取り付けてType-Aが使用できるのであればよい)。 変換アダプタの数量は8,000個とする。 ・USB3.2(Type-C)×1以上 (Type-Aがない場合は2以上) ・ヘッドホン/マイク端子×1 ・HDMI端子がある場合は塞ぐことができるカバー等を用意し、装着した状態で納入すること。 バッテリー： ・駆動時間8時間以上 (Google Chrome OS Power_LoadTestによるものとする) ・バッテリー交換が可能なこと。 強度：MIL-STD810Hに準拠したテストをクリアした製品であること。 重量：1.3kg以下 管理ツール：Google GIGA License付 (Google純正MDM永続ライセンス) 環境認証規格：グリーン購入法で定められている判断基準を満たしていること 保証：5年間のメーカー延長保証を付けること。更に破損や水没等にも追加費用なく対応すること。別途記載するが、保証適用の窓口については統一化すること。 付属品：正規品の充電ケーブル・電源アダプタ その他：タッチペンは不要。ただし、製品にタッチペンの収納スペースがある場合は、カバー等で塞ぐこと。タッチペンは別途調達する予定のため、市販のパッシブタイプタッチペンが使用できる製品であること。
--	---

(2) 教育用ソフトウェア

数量	調達ソフトウェア一覧
(1) 106,582 (2) 138,731	(1) ミライシード：ドリルパーク／オクリンクプラス (2) InterSafe GatewayConnection これらソフトの管理テナントは、現行使用中のものを引き続き使用するため、 それぞれ以下へ問い合わせの上継続して使用できるよう対応をすること ミライシード：ドリルパーク／オクリンクプラス 株式会社ベネッセコーポレーション 担当 風岡 0120-8888-44 InterSafe GatewayConnection アルプスシステムインテグレーション株式会社 担当 新保 03-5499-8045

6 搬入及び設置

搬入及び設置については、次のことに沿って行うこと。

- (1) 契約後直ちに任意書式による「導入計画書」を総合教育センター宛てに提出し、稼働までの導入スケジュールについて協議すること。その際、Google Workspace for Education(以後GWEとする)やソフトウェアとの連携が必要なため、管理委託業者が決まり次第、連携、協議に応じること。また、端末の設定についてはプロビジョニング用のアカウントを提供することを前提としているが、ゼロタッチプロビジョニング方式での展開を想定する場合は管理側での工程が変動するため、方式について検討の上応札にのぞむこと。また、費用が必要な場合は本調達に含めること。
- (2) 学校及び総合教育センターの了解を得て、個別に学校と納品日の調整を行った上で搬入・設置すること。また、日程に変更が生じた場合は、その都度報告すること。
- (3) 端末導入の作業については、導入前のプロビジョニング作業は搬入前に完了した状態で、学校に搬入すること。作業期間は学校の夏期休業期間とする。ただし、学校閉庁日は除く。作業時間は原則平日の午前9時から午後5時までとする。授業等がある日に作業を行う場合は、原則、児童生徒がいない時間とする。学校内では、IDカードの着用を確実にすること。
- (4) 全ての端末は無線で接続すること。
- (5) 全ての端末を稼動可能な状態に調整すること。全端末に必要な設定をし、指定の充電保管庫に充電可能な状態で設置し(ACアダプタの配線等も含む)、設置後すぐに使用できるよう調整すること。
- (6) 搬入に際して、必要に応じて、作業場所にはマット類を敷く等、床の養生を行うこと。また、搬入後不用となった空箱及び梱包材などは、受注者が持ち帰ること。
- (7) 端末の運搬にあたっては、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。)第79条の3に規定する対象自動車を使用

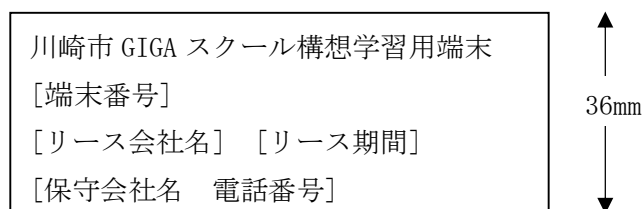
し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮項目の実施に努めること。

環境配慮行動項目

- ア エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- イ 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- ウ 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

- (8) 導入ソフトウェア及びアプリについて、無償のもの等は総合教育センターと協議の上、全てインストールすること。事前の動作確認時に動作しないアプリケーションがあった場合は代替の物を提案すること、現地では各校1台以上、導入ソフトウェア及びアプリの動作確認を行うこと。管理職又は代行の職員とともに動作確認をしてから引渡しをすること。
- (9) 端末については、それぞれ端末番号等を明記したラベルシールを貼ること。また、付属品(ACアダプタ)についてもラベルシールを貼ること。ラベルシールについては、総合教育センターと協議の上、貼付すること。

(例)



7 その他付帯事項

(1) 端末管理方法

調達する端末を次の条件にてGoogle Workspace for Education内のサービスである「管理コンソール」で対応すること。

- ア 導入する全ての端末のエンロール作業を行い、管理すること。
- イ 管理コンソールは日本語で運用すること。
- ウ 管理番号等の登録により管理画面上から確認可能にすること。
- エ 第1期で設定した組織構成に従い、各組織に配置し適宜更新すること。

事前に管理委託業者に連絡し、連携をとれるようにしておくこと。また、プロビジョニング方法の他にも別途管理委託業者側で作業が必要な場合は本調達に費用を含むこと

(2) 教育用ソフトウェア及びアカウントの管理について

調達する端末及び教育用ソフトウェアについては、第1期で取得したkawasaki-edu.ed.jpドメインを用いて発行したGoogle Workspace for Educationアカウント（以下「GIGAアカウント」という。）にて引き続き使用することを条件とし、管理委託業者が管理する。

(3) 報告書の提出

- ・学校等への導入が完了した時点で、総合教育センター宛の完了報告書を提出し、写し1部を学校長宛に提出すること。完了報告書には、次の一覧表を添付すること。

※「完了報告書に必要な物品一覧表」

項目：通番、装置名(ソフトウェア名)、メーカー名、型番(Ver.)、製造番号、MACアドレス、設置場所及び数量

端末等導入物品一覧表により学校等と納入の確認及び学校等への引渡しを確実に
行い、完了報告書に確認印又はサインをもらうこと。

※詳細な内容は、総合教育センターと別途協議の上、決定し提出すること。

(4) 保守サポート

ア トラブルの発生に伴う、学校等からの通報について、一次問い合わせは管理委託業者が受け付けるものとする。本業務においては、ハードウェア障害およびハードウェア破損等における修理受付、修理対応を行うこと。自然故障事象と破損事象は同一の窓口、方法にて対応を受け付けること。端末の不具合の発生時、回収を行い、修理対応を行うこと。

イ 回収後は、速やかに修繕し、返送すること。また、受注者は回収及び返却に関する送料を負担すること。返却時には端末ごとに受付日、受付番号、対象機器情報、障害内容、修理内容、修理対応日、発送日などを記載した報告書を同梱し発送すること。

ウ 操作ミス等により端末の再設定が必要な場合は、無償にて導入時環境を復元すること。

エ 本体内蔵バッテリーについて、膨張、異常発熱及びその他の不良が生じた際は無償で交換すること。リース契約期間中に駆動時間が8時間を下回った場合で、本市から申し出を行った場合においても、無償で交換すること。駆動時間の算出方法は、「Google Chrome OS Power_LoadTestに基づくバッテリーの駆動時間（メーカーのカatalog値）」×「端末の管理コンソールにおけるChromeOSのバッテリーの電池の状態に表示される数値（％）」とする。バッテリー交換の方法は問わないが、児童生徒の学びへの影響を最小限にするため、大量の交換が発生する場合は、オンサイトバッテリー交換や代替機の貸し出しを検討すること。

オ 保守サポートは、受注者から指名された者が行うこと。受注者は、総合教育センター宛てに保守連絡先を書面にて提出すること。

カ 保守体制図を事前に総合教育センターに提出すること。

キ 毎月、前月における保守報告書を作成し、担当者宛に提出すること。提出様式については、総合教育センターと協議をすること。

ク 2か月に1回の報告会を開催し、保守報告書を含めた保守について報告を行うこと。

ケ 端末の移設に係る件等について、別途、総合教育センターと協議の上、決定すること。

(5) 端末の撤去作業

賃貸借契約が完了し、当該端末を撤去する場合に要する全ての費用は受注者の負担とし、端末の取外しを含む全ての撤去作業を行うこと。端末の撤去時には、受注者の責任において、破碎又は専用ソフトウェアによる消去により装置内の情報が読み取れないようにし、任意の書式により破碎又は消去の作業内容を記載した報告書を提出すること。なお、撤去の際に、施設及び機械等に損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。

賃貸借契約が完了した際、端末の譲渡等の協議に応じること。回収時に、一部に破損や欠品等が生じた場合には、総合教育センターと別途協議のもと、その対応等を決定すること。

8 守秘義務

(1) 本仕様書に基づく全ての作業において、学校及び総合教育センターが提供した業務上の情報

を第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

- (2) 学校及び総合教育センターが提供する資料は、原則として貸出によるものとし、契約完了時には返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 学校及び総合教育センターが提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に学校及び総合教育センターの担当職員と協議の上、承認を得ること。
- (4) 業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、棄損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

9 その他

- (1) 学校に導入する端末であるが、児童生徒等の使用者が自宅等に持ち帰ったり、校外学習に使用したりする使用環境であることを考慮すること。
- (2) 支払については、毎月払いとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議の上、決定すること。

別表 履行場所 内訳

学 校 名	住 所	配置台数
1 殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	312
2 四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	372
3 東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	730
4 大師小学校	川崎区東門前2-6-1	572
5 川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	816
6 藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	662
7 さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	365
8 大島小学校	川崎区浜町1-5-1	322
9 渡田小学校	川崎区田島町14-1	723
10 東小田小学校	川崎区小田5-11-20	310
11 小田小学校	川崎区小田4-12-24	573
12 浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	334
13 東大島小学校	川崎区大島5-25-1	249
14 向小学校	川崎区大島4-17-1	351
15 田島小学校	川崎区渡田1-20-1	478
16 新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	339
17 旭町小学校	川崎区旭町2-2-1	673
18 宮前小学校	川崎区宮前町8-13	739
19 川崎小学校	川崎区日進町20-1	513
20 京町小学校	川崎区京町1-1-4	361
21 幸町小学校	幸区中幸町2-17	638
22 南河原小学校	幸区都町18	508
23 御幸小学校	幸区遠藤町1	869
24 西御幸小学校	幸区小向西町4-30	334
25 戸手小学校	幸区戸手本町1-165	487
26 古川小学校	幸区古川町70	1,059
27 東小倉小学校	幸区東小倉1-1	722
28 下平間小学校	幸区下平間175	544
29 古市場小学校	幸区古市場1-1	438
30 日吉小学校	幸区北加瀬1-37-1	1,114
31 小倉小学校	幸区小倉2-20-1	808
32 南加瀬小学校	幸区南加瀬4-24-1	505
33 夢見ヶ先小学校	幸区南加瀬2-13-1	440
34 新小倉小学校	幸区新小倉2-15	562
35 下河原小学校	中原区上平間585	237
36 平間小学校	中原区上平間1480	547
37 玉川小学校	中原区北谷32	605
38 下沼部小学校	中原区下沼部1955	799
39 荻宿小学校	中原区荻宿25-1	669
40 木月小学校	中原区木月4-53-1	435
41 東住吉小学校	中原区木月住吉町1-11	683
42 住吉小学校	中原区木月祇園町17-1	513
43 井田小学校	中原区井田中ノ町29-1	1,063
44 今井小学校	中原区今井西町3-18	627
45 上丸子小学校	中原区上丸子八幡町815	831
46 西丸子小学校	中原区小杉陣屋町2-19-1	514
47 中原小学校	中原区小杉御殿町1-950	843
48 宮内小学校	中原区宮内2-4-1	910
49 大戸小学校	中原区下小田中1-4-1	748
50 下小田中小学校	中原区下小田中3-35-1	1,092
51 新城小学校	中原区下新城1-15-1	740
52 大谷戸小学校	中原区上小田中1-27-1	960
53 小杉小学校	中原区小杉町2-295-1	959
54 子母口小学校	高津区子母口730	1,166
55 橘小学校	高津区千年1024	925
56 末長小学校	高津区末長3-8-1	1,113

別表 履行場所 内訳

学 校 名	住 所	配置台数
57 新作小学校	高津区新作1-9-1	659
58 東高津小学校	高津区北見方2-5-1	1,030
59 坂戸小学校	高津区坂戸1-18-1	750
60 久本小学校	高津区久本3-11-3	844
61 下作延小学校	高津区下作延5-19-1	557
62 高津小学校	高津区溝口4-19-1	1,278
63 梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷4-12	790
64 西梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷2-14-1	608
65 久末小学校	高津区久末647	632
66 上作延小学校	高津区上作延5-8-1	636
67 南原小学校	高津区上作延796	241
68 久地小学校	高津区久地4-2-1	760
69 野川小学校	宮前区西野川2-19-1	884
70 西野川小学校	宮前区野川台3-10-1	380
71 南野川小学校	宮前区南野川2-12-1	406
72 宮崎小学校	宮前区馬絹1-30-9	1,283
73 鷺沼小学校	宮前区鷺沼2-1	1,124
74 有馬小学校	宮前区東有馬5-12-1	368
75 西有馬小学校	宮前区有馬7-6-1	855
76 富士見台小学校	宮前区宮前平2-18-3	1,136
77 宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	764
78 宮崎台小学校	宮前区宮崎3-18-2	884
79 向丘小学校	宮前区平1-6-1	633
80 平小学校	宮前区平6-5-1	508
81 白幡台小学校	宮前区南平台13-1	209
82 菅生小学校	宮前区菅生1-5-1	756
83 稗原小学校	宮前区水沢3-7-1	557
84 土橋小学校	宮前区土橋3-1-11	930
85 犬蔵小学校	宮前区犬蔵1-3-1	1,059
86 稲田小学校	多摩区宿河原3-18-1	867
87 長尾小学校	多摩区長尾7-28-1	299
88 宿河原小学校	多摩区宿河原2-1-1	806
89 登戸小学校	多摩区登戸1329	836
90 中野島小学校	多摩区中野島3-12-1	880
91 下布田小学校	多摩区布田23-1	384
92 東菅小学校	多摩区菅馬場2-19-1	640
93 南菅小学校	多摩区菅馬場3-25-1	271
94 西菅小学校	多摩区菅北浦4-2-1	246
95 菅小学校	多摩区菅2-6-1	864
96 東生田小学校	多摩区枳形4-9-1	722
97 三田小学校	多摩区三田3-6-4	464
98 生田小学校	多摩区生田7-22-1	492
99 南生田小学校	多摩区南生田3-1-1	965
100 長沢小学校	麻生区東百合丘2-24-7	600
101 西生田小学校	麻生区細山2-2-1	869
102 千代ヶ丘小学校	麻生区千代ヶ丘8-9-1	539
103 金程小学校	麻生区金程2-10-1	402
104 百合丘小学校	麻生区百合丘2-1-2	793
105 南百合丘小学校	麻生区王禅寺西1-26-1	869
106 麻生小学校	麻生区上麻生3-24-1	715
107 東柿生小学校	麻生区王禅寺東6-3-1	403
108 王禅寺中央小学校	麻生区王禅寺東4-14-1	518
109 真福寺小学校	麻生区白山5-3-1	227
110 虹ヶ丘小学校	麻生区虹ヶ丘1-21-2	136
111 柿生小学校	麻生区柿生3-3-1	893
112 岡上小学校	麻生区岡上675-1	249

別表 履行場所 内訳

学 校 名	住 所	配置台数
113 片平小学校	麻生区片平5-28-1	631
114 栗木台小学校	麻生区栗木台5-15-1	638
115 はるひ野小学校	麻生区はるひ野4-8-1	711
116 大師中学校	川崎区大師河原2-1-1	679
117 南大師中学校	川崎区四谷上町24-1	361
118 川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1	711
119 桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4	178
120 臨港中学校	川崎区浜町2-11-22	541
121 田島中学校	川崎区小田2-21-7	328
122 京町中学校	川崎区京町3-19-11	281
123 渡田中学校	川崎区渡田向町11-1	357
124 富士見中学校	川崎区富士見2-1-2	689
125 川崎中学校	川崎区下並木50	405
126 南河原中学校	幸区中幸町4-31	358
127 御幸中学校	幸区戸手4-2-1	845
128 塚越中学校	幸区塚越1-60	875
129 日吉中学校	幸区北加瀬2-3-1	408
130 南加瀬中学校	幸区南加瀬3-10-1	764
131 平間中学校	中原区上平間1368	554
132 玉川中学校	中原区中丸子562	468
133 住吉中学校	中原区木月住吉町27-1	416
134 井田中学校	中原区井田杉山町11-1	665
135 今井中学校	中原区今井仲町7-1	363
136 中原中学校	中原区小杉陣屋町1-24-1	458
137 宮内中学校	中原区宮内4-13-1	703
138 西中原中学校	中原区下小田中2-17-1	1,375
139 東橘中学校	高津区子母口730	947
140 橘中学校	高津区千年1300	949
141 高津中学校	高津区久末3-11-2	522
142 東高津中学校	高津区末長4-1-1	591
143 西高津中学校	高津区久地1-10-1	962
144 宮崎中学校	宮前区宮崎107	1,206
145 野川中学校	宮前区西野川2-2-1	764
146 有馬中学校	宮前区有馬7-7-1	902
147 宮前平中学校	宮前区宮前平2-7	1,287
148 向丘中学校	宮前区菅生2-10-1	697
149 平中学校	宮前区平3-15-1	293
150 菅生中学校	宮前区菅生2-10-1	636
151 犬蔵中学校	宮前区犬蔵1-10-1	604
152 稲田中学校	多摩区宿河原4-1-1	963
153 枅形中学校	多摩区枅形1-22-1	387
154 中野島中学校	多摩区中野島1-16-1	772
155 南菅中学校	多摩区菅馬場4-1-1	312
156 菅中学校	多摩区菅城下28-1	383
157 生田中学校	多摩区生田2-5420-2	700
158 南生田中学校	多摩区南生田3-4-1	470
159 西生田中学校	麻生区高石3-25-1	580
160 金程中学校	麻生区金程3-16-1	410
161 長沢中学校	麻生区東百合丘4-12-1	586
162 麻生中学校	麻生区上麻生4-39-1	475
163 柿生中学校	麻生区上麻生6-40-1	484
164 王禅寺中央中学校	麻生区王禅寺東4-14-2	378
165 白鳥中学校	麻生区白鳥1-5-1	698
166 はるひ野中学校	麻生区はるひ野4-8-1	405
167 川崎高等学校(全日制)	川崎区中島3-3-1	0
168 川崎高等学校(定時制)	川崎区中島3-3-1	0

別表 履行場所 内訳

学 校 名		住 所	配置台数
169	幸高等学校(全日制)	幸区戸手本町1-150	0
170	川崎総合科学高等学校(全日制)	幸区小向仲野町5-1	0
171	川崎総合科学高等学校(定時制)	幸区小向仲野町5-1	0
172	橘高等学校(全日制)	中原区中丸子562	0
173	橘高等学校(定時制)	中原区中丸子562	0
174	高津高等学校(全日制)	高津区久本3-11-1	0
175	高津高等学校(定時制)	高津区久本3-11-1	0
176	豊学校	中原区上小田中3-10-5	0
177	中央支援学校 (稲田分教室及び大戸分教室を含む)	高津区久本3-7-1	0
178	田島支援学校	川崎区田島町20-5	0
179	田島支援学校桜校 (同中及び分教室を含む)	川崎区池上新町1-1-3	0
180	教育委員会事務局	川崎区宮本町1	0
181	総合教育センター	高津区溝口6-9-3	486

106,882